

昭島市工事請負及び設計等委託指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号、以下「契約事務規則」という。）第34条の規定に基づき、工事請負、修繕の請負及び設計、測量、地質調査等に関する委託に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(発注標準)

第2条 総務課長は、別表による国土交通大臣又は東京都知事が行う経営事項審査結果による発注標準を定めるものとする。

(適格性の判定)

第3条 入札参加者を指名するときは、契約事務規則第33条第2項の規定により資格審査サービスに登録された者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）についての適格性を判定するものとする。

- (1) 資格審査サービスにおける申請営業種目
- (2) 発注工事の施行についての技術的適性
- (3) 経営の規模及び状況
- (4) 発注工事における地理的条件（本店又は営業所の所在地等）
- (5) 官公庁における契約実績
- (6) 既発注工事の施行成績
- (7) 不誠実な行為の有無
- (8) その他発注工事に対する履行能力

(指名方法及び優先的指名)

第4条 入札参加者の指名は、発注工事の予定価格に対応する発注標準の範囲内の者のうち、前条により適格者と判定された者（以下「適格者」という。）について指名するものとする。

2 前項の規定により指名する場合においては、次の各号のいずれかに該当する者は、他の適格者に優先して指名することができる。ただし、既発注工事を施工中の者で当該工事の履行実績が相当程度に達していない者は、この限りでない。

- (1) 昭島市内に本店又は営業所を有する者
- (2) 前号に該当する者で、発注工事施行場所付近に本店又は営業所を有する者
- (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者

(発注標準の範囲を下回る適格者の指名)

第5条 発注工事の予定価格に対応する発注標準の範囲を下回る者が前条第2

項の各号のいずれかに該当し、かつ、施行能力を有すると認められるときは、当該発注工事に対して指名することができる。

(発注標準の範囲を上回る適格者の指名)

第6条 発注工事が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該発注工事の予定価格に対応する発注標準の範囲を上回る者で、第4条第2項各号のいずれかに該当する者を指名することができる。

- (1) 適格者の数が発注標準に定める入札参加者数に満たないとき。
- (2) 緊急を要する工事であるとき。

(指名の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者として指名することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- (2) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成12年4月1日実施）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名することが不適当と認めた者

(入札参加者の制限)

第8条 同時期に同種の2以上の発注工事について同一の入札参加者を指名することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項各号のいずれかに該当する者で、その者の営業の規模その他の条件を勘案して、発注業務につき施工能力を有すると認められるときは、指名することができる。

(入札参加者数)

第9条 発注工事において指名すべき入札参加者数は、第2条により定める発注標準による。

(設計、測量、地質調査等に関する委託契約の発注標準)

第10条 総務課長は、別表による発注標準を定めるものとする。

(設計、測量、地質調査等に関する委託契約の入札参加者数)

第11条 委託契約において指名すべき入札参加者数は、前条により定める発

注標準による。

(設計、測量、地質調査等に関する委託契約への準用)

第12条 設計、測量、地質調査等に関する委託契約にかかる入札参加者の指名基準については、第2条及び第9条を除き準用する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。